

放課後子どもプラン推進事業の内容
及び申請事務手続等について

放課後子どもプランにおける補助金の流れ

放課後子どもプランにおける補助金の流れ

文部科学省・厚生労働省 (1/3負担)

「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱

- ・[放課後子ども教室推進事業] <一般会計>
- ・[放課後児童健全育成事業] <特別会計>

「放課後子どもプラン連携推進室」(仮称)で一括処理

交付決定(交付額の確定)

都道府県 (1/3負担)

「都道府県放課後子どもプラン推進事業」交付要綱

基本的に教育委員会で一括処理

交付申請(事業実績報告)

市町村 (1/3負担)

基本的に教育委員会で一括処理

事業実施

放課後子どもプランの実施

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を

一体的あるいは連携して実施

「放課後子どもプラン推進事業」
の交付申請等に係るマニュアル

「放課後子どもプラン推進事業」の交付申請等に係るマニュアル

交付申請・交付決定にかかる手続

① 補助金実施要綱・交付要綱の発出

文部科学省・厚生労働省連名により、都道府県・指定都市・中核市へ「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（以下、「実施要綱」という。）及び「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）を発出。

② 補助金交付申請書の提出

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、交付要綱で定められた補助金交付申請書に関係書類を添えて、5月末日までに文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下、「担当大臣」という。）に提出する。

なお、補助金交付申請書は、「放課後子ども教室推進事業」（以下、「放課後子ども教室」という。）又は「放課後児童健全育成事業」（以下、「放課後児童クラブ」という。）のどちらの事業を実施しているかに関わらず、文部科学・厚生労働いずれかの省の「放課後子どもプラン連携推進室」（下記の提出先）に提出することとする。

③ 交付決定

「放課後子どもプラン連携推進室」において、補助金交付申請書の内容を確認し、担当大臣から都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に交付決定通知書を発出。

④ 補助金の支出

補助金の支出の方法は両事業で異なり、それぞれの手続等は以下のとおり。

【放課後子ども教室分】

※ 放課後子ども教室分の補助金の支出は、文部科学省から都道府県・指定都市・中核市に対して、直接、行われる。

文部科学省 → 都道府県・指定都市・中核市

(a) 各都道府県・指定都市・中核市から文部科学省へ請求書を提出した後、補助金の支払いを実施。

【放課後児童クラブ分】

※ 放課後児童クラブ分については、補助金の支出事務を都道府県出納長に委任しているため、管内指定都市・中核市への補助金の支出は都道府県出納長が行う。

厚生労働省 → 都道府県出納長 → 都道府県・指定都市・中核市

(a) 交付決定通知書と併せて、厚生労働省から都道府県出納長宛に「支出負担行為について」、「支出負担行為決議書」、「交付決定通知書の写し」を発出。

(b) 厚生労働省から都道府県出納長に支払計画の示達。

(c) 都道府県出納長は、都道府県・指定都市・中核市に当該自治体分の支払いを実施。

実績報告・確定にかかる手続

⑤ 実績報告書の提出

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、交付要綱で定められた補助金実績報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（又は事業完了後1か月以内のいずれか早い日）までに、担当大臣に提出する。

なお、補助金実績報告書は、補助金交付申請書の提出と同様、「放課後子ども教室推進事業」又は「放課後児童健全育成事業」のどちらの事業を実施しているかに関わらず、文部科学・厚生労働いずれかの省の「放課後子どもプラン連携推進室」（下記の提出先）に提出することとする。

⑥ 交付額の確定

「放課後子どもプラン連携推進室」において補助金実績報告書の内容を確認し、担当大臣から都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に確定通知書を発出。

なお、放課後児童クラブ分については、これと併せて、厚生労働省から都道府県出納長に対し、「交付額の確定について」を発出。

⑦ 補助金の返還

補助金の返還が生じた場合、文部科学省又は厚生労働省から都道府県・指定都市・中核市へ納入告知書を送付。都道府県・指定都市・中核市は納入告知書の履行期限までに補助金を返還。

※ 当該マニュアルは、現段階において予定している、補助金交付申請等にかかる手続を示したものである。

<交付申請等提出先>

- 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

放課後子どもプラン連携推進室

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-5253-4111（内線3260） 夜間直通03-6734-3260

fax03-6734-3281

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

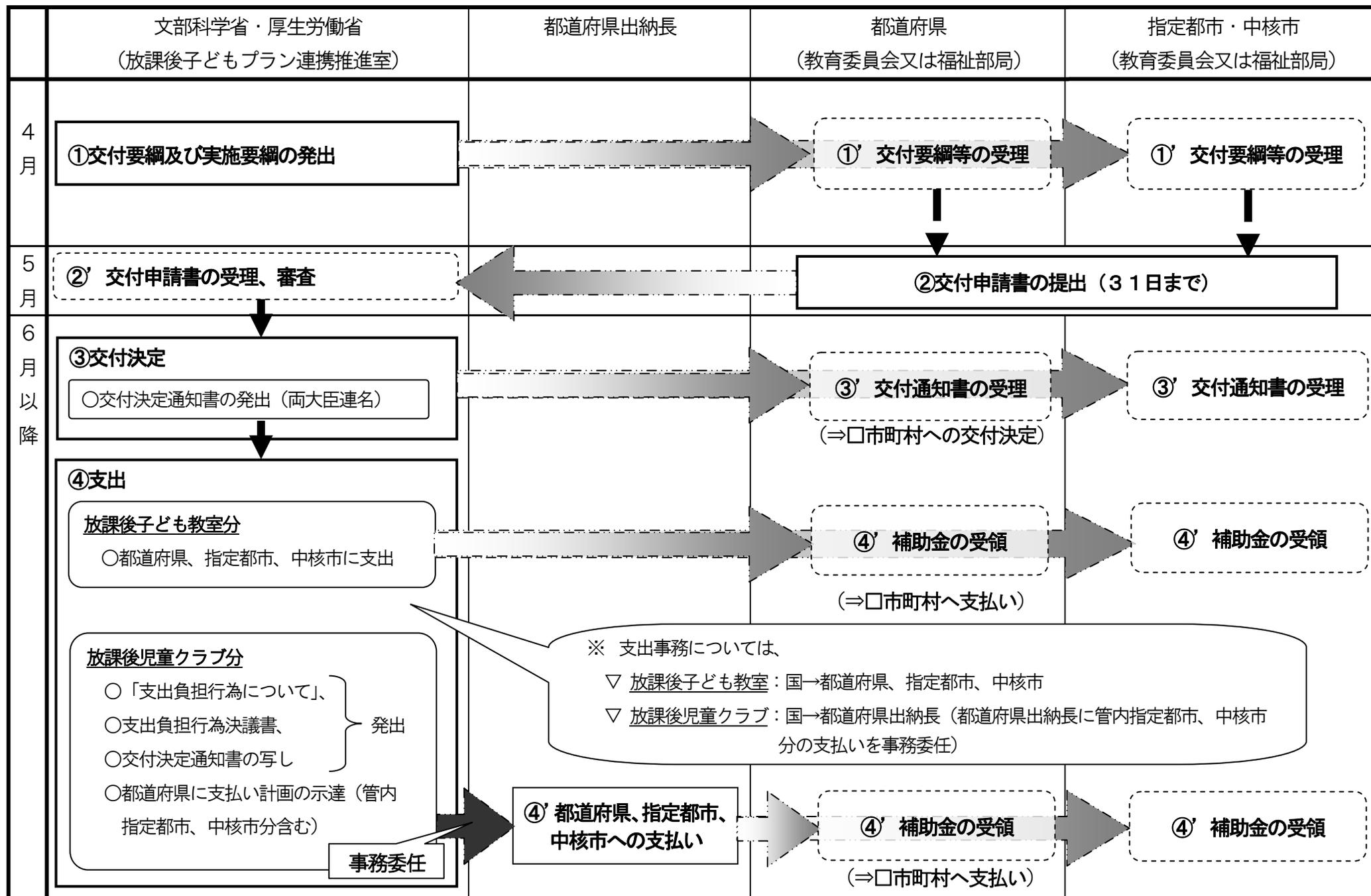
放課後子どもプラン連携推進室

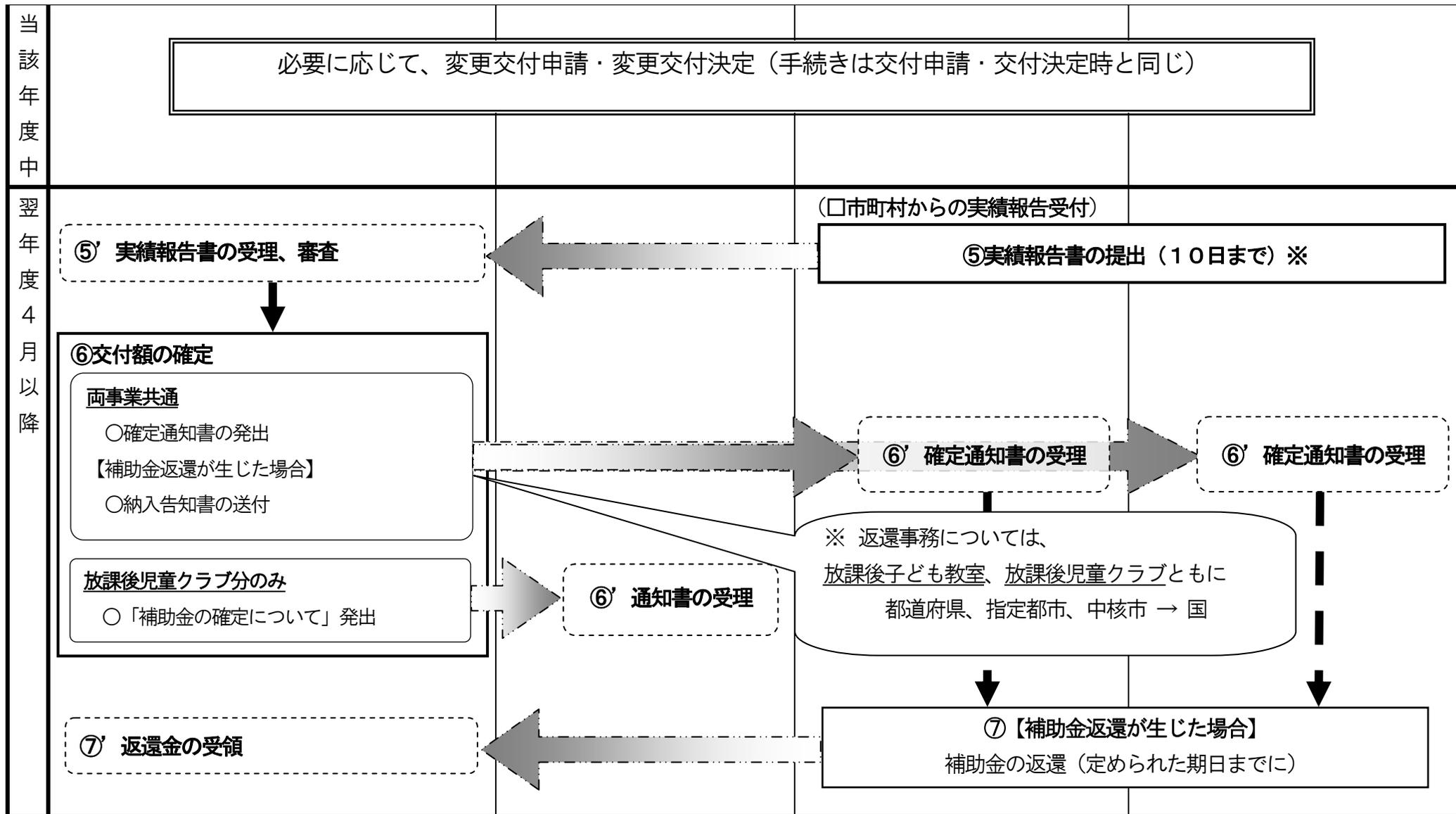
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111（内線7909） 夜間直通03-3595-2505

fax03-3595-2672

「放課後子どもプラン推進事業」 交付申請等の流れ





(注1) ①～⑦は国庫補助手続に係る事項であり、□は都道府県の市町村に対する補助手続に係る事項及び手続時期の目安を示している。(各都道府県における実際のスケジュールとは異なる場合もある。)

(注2) 実績報告書の提出期限は、翌年度の4月10日又は事業完了後1か月以内のいずれか早い日である。

(注3) 本流れ図は、現時点において予定している手続を示したものである。

「放課後子どもプラン推進事業
の実施について」(案)
[実施要綱]

(案)

※※文科生第※※号
雇児発第※※※※号
平成19年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

放課後子どもプラン推進事業の実施について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業実施要綱

1 目 的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を放課後子どもプラン推進事業とする。

(1) 放課後子ども教室推進事業等（内容については、別添1のとおり）

- I 放課後子ども教室推進事業
- II 放課後子ども教室備品整備事業
- III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

(2) 放課後児童健全育成事業等（内容については、別添2のとおり）

- I 放課後児童健全育成事業
- II 放課後児童子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）
- III 放課後児童クラブ支援事業
- IV 放課後児童指導員等資質向上事業

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1及び2に定めるところによるものとする。

別添1 放課後子ども教室推進事業等（別冊参照）

I 放課後子ども教室推進事業

II 放課後子ども教室備品整備事業

III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱

I 放課後児童健全育成事業

1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）が行うものとする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（盲・聾・養護学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。

4 運 営

本事業の運営は、次により行うものであること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。
- (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。
- (3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）

また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。

- (4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。

なお、同じ建物内で、別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切ら

れた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

- (5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。（ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。）
- (6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。
また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。
- (13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成

- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ①市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ②政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

（1）放課後児童クラブ設置促進事業

Iに基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

（2）放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

（3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

4 対象事業の制限

（1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

（2）既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。

（3）3の（1）及び（2）の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。

また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。

（4）3の（3）の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。

また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。

5 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（1）市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

（2）政令指定都市及び中核市が実施する事業

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業の実施のため放課後児童クラブへ派遣する。

① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業

放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。

① 人材確保のための研修等

新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施

② 地区別運営委員会の設置・開催

各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催

③ 広報啓発

「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動

④ その他

その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組

(3) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

4 留意事項

(1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1の放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。

(2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。

5 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

1 趣 旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

- (1) Iに基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど
- (2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など

4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施。

5 留意事項

放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

6 費 用

都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

放課後子どもプラン実施支援等事業(案)

【趣 旨】

○ 原則として、すべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保等を推進するためには、放課後児童クラブ未実施市町村の早期解消を図り、必要な全小学校区で受け入れ態勢を整備する必要があることから、放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、かつ円滑なプランの策定・実施が図られるよう、以下とおり、取組促進を図るための必要な経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】

- (1)新たに放課後児童指導員を希望する者や関係機関のクラブに携わる者に対する研修の実施
- (2)研修受講者を自治体名簿に掲載・登録し、必要に応じて他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施
- (3)各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を当事者で検討する「地区別運営委員会」の開催
- (4)「放課後子どもプラン」事業の実施に向けた周知を図るため、リーフレット作成等の広報啓発
- (5)その他「放課後子どもプラン」事業の連携推進に資する取組

【補助単価】

1市町村当たり年額 750千円(単価内訳)
(謝金、旅費、会議費等)

【補助か所数】

244市町村(放課後児童クラブ未実施市町村)

【補助率及び所要額】

補助率 $\frac{1}{3}$
所要額 61,000千円

(1)放課後児童指導員希望者研修会費		193千円
①講師謝金	@8,910円 × 8時間 × 2回	143千円
②講師旅費	@3,430円 × 4人 × 2回	27千円
③会場借料	@5,000円 × 2日 × 1.05 × 2回	21千円
④教材費	10部 × @100円 × 1.05 × 2回	2千円
(2)登録者見学・実習費		256千円
①協力謝金	@7,430円 × 4時間 × 2か所 × 2日	119千円
②旅 費	@3,430円 × 20人 × 2日	137千円
(3)地区別運営委員会費		91千円
会議費	@300円 × 6か所 × 4回 × 12月 × 1.05	91千円
(4)広報啓発費(リーフレット等作成費)		210千円
印刷製本費	1,000部 × @200円 × 1.05	210千円

「放課後子どもプラン推進事業
の国庫補助について」(案)
[交付要綱]

(案)

※※文科生第※※号
厚生労働省発雇児第※※号
平成19年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等（平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業）については、併せて、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、以下の（1）～（7）の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として、（1）～（3）については文部科学大臣が、（4）～（7）については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 放課後子ども教室推進事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅠに基づき市町村（特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(2) 放課後子ども教室備品整備事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(3) 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅢに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 放課後児童健全育成事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅠに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(6) 放課後児童クラブ支援事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅢに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(7) 放課後児童指導員等資質向上事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅣに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業及び放課後児童指導員等資質向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童健全育成事業費等

について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円、市町村にあつては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「担当大臣」という。）の承認を受けなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「令」第14条第1項第2号の規定により、担当大臣が別に定める期間を経過するまでは、担当大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 担当大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式〇による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件（ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。）を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承

認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式〇による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式〇による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

(交付の決定)

8 担当大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

9 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

取下げをしようとするときは、担当大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を提出しなければならない。

(変更申請手続)

10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(補助金の概算払)

11 担当大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する事業

都道府県知事は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式○による報告書に關係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式○による報告書に關係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。

(3) (1)及び(2)の場合において、実績報告書の提出期限について担当大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定)

13 担当大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の返還)

14 担当大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により4、7、10及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ担当大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則

この要綱は平成19年 月 日から施行する。

別 表

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後子ども教室推進事業等	放課後子ども教室推進事業費等	1 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）費 (1) 放課後子ども教室運営費 (2) 運営委員会経費 (3) コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室の運営に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	1 / 3
		2 放課後子ども教室備品整備事業費 市町村が教室の開設に必要なとする金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室開設のための備品の整備に必要な経費(施設整備費に該当するものは除く。)	
	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費	3 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費 (1) 推進委員会経費 (2) コーディネーター研修経費 (3) 安全管理員等研修経費 都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ（年間平均児童数10～19人）当たり年額 990,000円×か所数 ② 1クラブ（年間平均児童数20～35人）当たり年額 1,612,000円×か所数 ③ 1クラブ（年間平均児童数36～70人）当たり年額 2,408,000円×か所数 ④ 1クラブ（年間平均児童数71人以上）当たり年額 3,204,000円×か所数 ⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの250日を超える日数 ⑥ 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 309,000円×か所数 ⑦ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1クラブ当たり年額 687,000円×か所数 (2) 特例分（開設日数 200～249日） ① 1クラブ（年間平均児童数20人以上）当たり年額	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。)	

業 等		<p>1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額 296,000円×か所数</p>	
		<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円</p>	放課後子ども環境整備事業に必要な経費
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数</p> <p>(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円</p> <p>(3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円</p>	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費
	放課後児童指導員等資質向上事業費	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費</p> <p>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円</p>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費

放課後子どもプラン推進事業費
補助金の補助基準額（案）

放課後子どもプラン推進事業費補助金の補助基準額(案)

(単位:千円)

放課後子ども教室推進事業等		放課後児童健全育成事業等					
運 営 費	放課後子ども教室運営費	市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後児童健全育成事業費	200日 ～249日	児童20人以上	1か所当たり	1,611
					長時間加算	1か所当たり	296
				250日	児童10～19人	1か所当たり	990
					児童20～35人	1か所当たり	1,612
					児童36～70人	1か所当たり	2,408
					児童71人以上	1か所当たり	3,204
					長時間加算	1か所当たり	309
					障害児加算	1か所当たり	687
	開設日数加算 (251日～300日)	1日当たり	13				
連 携 費	推進委員会経費	都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	ボランティア派遣事業		1市町村 1事業当たり	441	
	運営委員会経費	市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子どもプラン実施支援等事業		1市町村当たり	750	
	コーディネーター経費	市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後児童の衛生・安全対策事業		1市町村当たり	584	
	コーディネーター研修経費	都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後児童指導員等資質向上事業		1都道府県当たり	1,000	
	安全管理員等研修経費	都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額					
改 修 等			放課後児童クラブ設置促進事業		1か所当たり	7,000	
	放課後子ども教室備品整備事業	市町村が教室の開設に必要とする金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後児童クラブ環境改善事業		1か所当たり	1,000	
			放課後児童クラブ障害児受入促進事業		1か所当たり	1,000	

平成 19 年度児童厚生施設等整備費の国
庫補助に係る協議等について
(平成 19 年※月※※日付厚生労働省雇
用均等・児童家庭局育成環境課長通知)

各 都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 1 9 年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について

標記については、「児童厚生施設整備費の国庫補助について」（昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知）により行っているところであるが、平成 1 9 年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。

記

1. 平成 1 9 年度改正内容について

- (1) 国庫補助基準単価について、公共工事コスト縮減の実績や建設単価の動向等を総合的に勘案し、対前年度 1. 7 % 減の単価改定を行うこととし、改定後の国庫補助基準単価は、別紙のとおりであること。
なお、平成 1 9 年度においても、前年度からの継続事業にかかる補助基準単価については、前年度の国庫補助基準単価を適用して差し支えないので留意されたい。
- (2) 地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市に大都市特例を適用し、指定都市と同様の取扱いとすること。
- (3) 『「放課後子どもプラン」の推進について』（平成 1 9 年 ※ 月 ※ 日 1 9 文科生第 ※ ※ ※ 号・雇児発第 ※ ※ ※ 号）を踏まえ、放課後児童クラブ室の整備方針の見直しを行うこと。

2. 19年度基本的整備方針について

(1) 小型児童館、児童センターの基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や地域における児童館等の役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 未設置市町村における創設整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備
- ③ 施設の耐震化を促進する等、利用者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備
- ④ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備
- ⑤ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑥ 開館日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児童等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されていること。
- ⑦ 地域の子育て支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て家庭支援体制の充実を図ること。
- ⑧ 放課後児童健全育成事業を実施するための放課後児童クラブ室を設置すること。
- ⑨ 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施すること。
- ⑩ 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、年長児童用設備整備の促進及び中・高校生等の活動のための創作活動室の設置を図ること。
- ⑪ 異年齢児交流など地域との交流に資するためのスペースの確保を図ること。

(2) 放課後児童クラブ室（単独設置分）の基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 「放課後子どもプラン」に基づき、未設置市町村における整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 小学校の敷地（校庭等）内に整備を図るもの
- ③ 他の社会福祉施設等（児童厚生施設を除く）との合築等の複合的整備
- ④ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑤ 学校の長期休暇等や開設時間を考慮して、適切な開所が設定されている施設
- ⑥ 障害児の受け入れを積極的に行う施設
- ⑦ 近隣の児童館等との連携を図るなど、工夫を行う施設

なお、1クラブ当たりの児童数が71人以上となる施設については、国庫補助の対象外とするので、当該施設を既に計画している場合には、2クラブ分（1クラブ当たりの児童数が70人以下）として協議されたい。

3. 大規模修繕について

大規模修繕を行う際の対象事業、補助基準等については、「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」（平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知）によるものであるが、耐震化のための補強工事を行う場合も補助対象となるものであること。

4. 整備計画協議書について

整備計画協議書については、別紙様式1～8のとおりとする。

なお、様式8については、平成19年度国庫補助協議の有無に関わらず、提出をお願いします。

5. 協議対象施設の選定について

2の基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえ、協議対象施設を選定されたい。

① 選定基準

次の基準に照らして十分な審査を行った上で、協議対象施設を選定されたい。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 関係市町村との調整

都道府県においては、市町村長の意見を聴取するなど関係市町村との調整が十分行われていること。

なお、新たに施設を創設する整備については、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

エ 社会福祉法人の適格性

社会福祉法人が設置する施設においては、社会福祉法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

オ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。

② 選定手続き

ア 審査及び公表

(ア) 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

(イ) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。

イ 社会福祉法人の審査

(ア) 法人審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により、審査を行うこと。

(イ) 法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。

(ウ) 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人の設立と同様、厳格な審査を行うこと。

ウ 並行審査

社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議については、各都道府県市が行う法人審査及び独立行政法人福祉医療機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしている。

このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は独立行政法人福祉医療機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構融資の取り扱いについては、別途、通知することとしている。

6 その他の留意事項

- (1) 社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に受給するという事件が発生していることに鑑み、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等についての、厳密な審査を行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議施設の整備計画が2か年にわたる事業の場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は全体計画と当該整備計画について協議されたい。
- (3) 整備計画協議書の内容についての変更は、特段の事情がない場合、認めないので、十分精査の上、協議されたい。

7. 協議書の提出等について

別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成19年 月 日() **必着**とし、ヒアリングについては引き続き行わない予定である。

なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対してのヒアリングが必要と思われる事業がある場合は、下記に連絡の上、別途、日程調整を行われたい。

連絡先

雇用均等・児童家庭局

育成環境課 予算係 竹中、中西

TEL 03-5253-1111 (内7907)

FAX 03-3595-2672

(別紙)

平成19年度 児童厚生施設等整備補助基準額等(案)

〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉

種 別		基準額	
小型児童館	クラブ室設置	33,093 千円	
	クラブ室未設置	29,112 千円	
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		21,833 千円	
児童センター	クラブ室設置	48,847 千円	
	クラブ室未設置	44,866 千円	
大型児童センター	クラブ室設置	66,497 千円	
	クラブ室未設置	62,516 千円	
大型児童館A型	1㎡当たり	356,800 円	
大型児童館B型		535,414 千円	
初度設備相当加算	児童館・児童センター	初度設備相当加算	2,469 千円
		年長児童用加算	1,993 千円
	大型児童センター	4,462 千円	
	大型児童館	100,389 千円	
年長児童用加算		4,462 千円	
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		3,682 千円	

〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉

拡張単価	1㎡当たり	124,900 円
------	-------	-----------

〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉

放課後児童クラブ室(単独設置分)	12,500 千円
------------------	-----------

放課後子どもプラン連携推進室の
設置について

平成19年1月31日(水)
文部科学省・厚生労働省
記者発表資料

放課後子どもプラン連携推進室の設置について

1. 趣旨

原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」の効果的な推進を目的として、文部科学省と厚生労働省の連携を強化するために、両省（文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課）にそれぞれ「放課後子どもプラン連携推進室」を設置する。

2. 業務内容

- (1) 放課後子どもプランに関する企画立案。
- (2) 放課後子どもプランに関する関係省庁等との連絡調整。
- (3) 放課後子どもプランに関する予算要求、補助金の執行に関する事務。
- (4) 放課後子どもプランに関する国民、地方公共団体等への情報提供及び照会に対する対応。

3. 放課後子どもプラン連携推進室の体制整備について

電話回線の共用化を図るなど放課後子どもプラン連携推進室の機能を整備し、国民や地方公共団体へのワンストップ・サービスの充実に努める。

4. 放課後子どもプラン連携推進室連絡先

TEL 03-6734-3260 / 03-3595-2505
FAX 03-6734-3281 / 03-3595-2672

5. 設置予定年月日

平成19年2月1日